

■ 基本方針

今日のわが国を取り巻く環境は、急速な少子・超高齢社会の進行や、家族と地域のあり方の変容、社会経済の変化等による近隣の相互扶助意識が希薄するなかで、子どもの貧困問題や社会的弱者の複雑で多様な問題など、現行制度だけでは解決が困難な福祉課題が山積しています。

本会では、これらの課題に対応するため、『第 3 次安八町おたがいさま計画（第 4 期安八町地域福祉計画・第 3 期安八町地域福祉活動計画）』の基本理念

「だれもが 住み慣れた地域で共に支えあい いきいきと暮らせるまちづくり」のもと、本会としての在るべき姿と方向性を明らかにし、行政をはじめ、各地域の代表者や民生委員・児童委員、各種団体の方々とより密接な連携を保ちながら、着実な実施に向けて取り組んでまいります。

この計画の重点施策は、

① 一人ひとりの暮らしと生きがいに着目した地域づくり

元気サポーターによる見守り活動の充実、ふれあいサロンによる居場所づくり、日常生活支援事業（ワンコインサービス）の対象者の拡充

② 重層的支援体制整備参加支援事業の推進

③ ノーマライゼーションとインクルージョンの普及

④ ボランティアセンターの強化

となっており、本会は、住民主体の互助活動への支援やひきこもり等の生きづらさを抱える人たちに寄り添った伴走型支援が求められております。

子育て援助活動支援として、町からの受託による「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しています。

居宅介護支援事業として、安八町在住の方のケアプラン作成を実施しています。その他、安八郡広域連合からの受託により、認定調査も実施しています。

総合支援事業として、「生活支援事業」及び「認知症総合支援事業」の 2 つの受託事業を連携し要介護予防、認知症予防を実施しています。

障がい福祉関連では、町からの受託による「基幹相談支援センター事業」にて障がい者の日常生活及び社会活動を総合的に支援しています。

また、社会就労支援センターひかりの里では、利用者のニーズに応えるべく、「就労継続支援 B 型」に加え「生活介護」も実施しています。

昨年 1 月 1 日に発生した「令和 6 年能登半島地震」で、非常時における本会の役割や存在意義が、より一層問われています。よって、町と強固な連携を築き、引き続き災害時要援護者支援体制の構築を図るとともに、生活困窮者自立支援制度への対応について県・県社協の指導のもと、展開方法を検討し総合的な推進を図ってまいります。

■ 基本目標

1. 福祉の心を育み、みんなで行動できるまち
2. おたがいさまで共に暮らせるまち
3. 誰もがいきいきと暮らせるまち
4. 充実した福祉サービスと情報のあるまち

■ 事業実施計画

I 地域福祉活動事業

1. 法人運営事業

- ① 理事会・評議員会の開催
- ② 社協会費や日本赤十字社の社資への協力依頼
- ③ 日常生活自立支援事業（岐阜県社会福祉協議会受託事業）

判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理サービス」「書類等の預かりサービス」を提供します。

- ④ 生活困窮者自立支援法による、困窮者の生活再建に対しての支援及び生活福祉資金貸付制度の円滑な運用と行政や県社協との連携・協力の一層の構築
- ⑤ 各種福祉団体等への活動助成
- ⑥ 福祉功労者の表彰
- ⑦ 機関誌『あんぱち社協だより』の発行（年2回発行予定）
- ⑧ 福祉協力校への助成・福祉学習（疑似体験・車イス体験等）への協力・支援
- ⑨ ボランティア登録の促進、ボランティア保険（行事用保険含む）への加入促進、ボランティアネットワーク交流会の開催（災害ボランティアセンターの運営及び設置訓練の開催含む）

2. 地域活動支援事業

- ① あんぱちふれあいサロンの普及と拡充
- ② 長寿者のお祝い事業（白寿（99歳））
- ③ 結婚相談（しあわせ相談サロン）

毎月第2土曜日午後1時30分から午後4時まで、安八町中央公民館2階社協相談室にて開催します。民生委員・児童委員が相談に応じます。

また、岐阜県が運営する「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク（おみサポ・ぎふ）」に参画しております「おみサポ・ぎふ」の会員になることで、パソコンやスマートフォン等での会員情報を閲覧し、お見合い相手を探せるようになることを、相談者に案内しております

④ しあわせ発見事業（婚活を支援する研修会・イベント）の充実

これまで年1回実施してまいりました（しあわせ発見事業）について、時代のニーズに合わせた各種イベントを開催できるよう事業の拡大を図ってまいります。

⑤ ファミリー・サポート・センター事業（町受託事業）

⑥ 生活困窮者支援等地域づくり事業（町受託事業）

令和5年度から始まりました「つながり懇談会」（住民懇談会）を継続実施してまいります。参加者から地域の困りごとについて意見を出し合い、その困りごとを福祉課題として共有し、解決策をともに考えていきます。

⑦ 重層的支援体制整備参加支援事業（町受託事業）

一般就労が困難な方に対し、就労体験やボランティア活動の場を提供することにより、就労に向けた基礎能力の形成及び社会的自立を目指していきます。また、誰一人取り残さない社会を目指し、人と人との交流を目的とした多様なつながりの場となる居場所づくりを図っていきます。以上のことを踏まえ町内の企業や事業所と協力してまいります。

⑧ 緊急食事応援事業

経済的な事情で生計の維持が困難となり、食糧等生命を支えるための費用負担ができない世帯に対し、他制度へつなぐまでの急場を、NPO法人と連携し、食事を支給することで生活の維持を図ってまいります。

3. 共同募金配分事業

① 共同募金・赤い羽根募金運動（10月1日から12月31日）

② 歳末たすけあい募金運動（12月1日から12月31日）

・ひとり暮らし高齢者世帯及びひとり親世帯への慰問事業等

③ 共同募金配分金により『あんばち社協だより』の発行（年1回発行予定）

・AED購入

II 介護福祉事業

1. 居宅介護支援事業（ケアプランの作成）

介護保険法に基づき、要介護者本人からの依頼を受け、居宅介護支援事業所としてケアプランを作成します。また、介護サービスを受けるために必要な「要介護認定」をするための調査等を実施します。

2. 総合支援事業

ひとり暮らしの高齢者又は高齢者世帯の生活支援を目的とし、町から受託した「安八町生活支援事業」（ワンコインサービス）のより一層の充実を図ります。

また、認知症高齢者及びその家族に対し、地域における総合的な支援体制の

構築・充実を図るとともに、研修や学習を通して認知症への理解を深めていただくことを目的とした「認知症総合支援事業」（町受託事業）を実施し、安心・安全な在宅生活の実現を目指します。

フレイル予防や認知症予防を目的とした住民主体の自発的な互助活動を支援し、高齢者がいきいきと活力のある生活をいつまでも過ごせられるように、ミニサロンの立上げ支援をしてまいります。

Ⅲ 障害福祉事業

1. 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

（障がい者・児に対するケアプランの作成）

障害者総合支援法に基づき、知的・精神の障がい者・児から依頼を受け、生活上の課題等の解決や適切なサービスの利用に向けた、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービスがスムーズに受けられるよう支援します。

2. 基幹相談支援センター事業（町受託事業）

障がいのある方やその家族を対象に、障がいの種別や障害者手帳の有無にかかわらず、日常生活での困りごとや悩みごとの相談に応じ、その方に合わせた支援や関係機関につなげていきます。

3. 社会就労センター「ひかりの里」の運営（指定管理事業）

〈就労継続支援B型事業〉

- ① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動、その他の活動を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
- ② 生産活動として自主製品（さをり、クッキー、ジャム、ミカン等）並びに企業の下請作業（軍手と靴下の仕上げ、配線部品の仕上げ、コンセントの組立て）
- ③ 音楽療法活動（毎週水曜日に1時間開催）
- ④ 自主活動、各種イベントへの参加

〈生活介護事業〉

常時介護を要する利用者に排泄及び食事の介護を行い、レクリエーション又は生産活動を通じて、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

Ⅳ その他

- ① 町民への車イスの無料貸出
- ② その他この法人の目的達成のため必要な事業